

学校規模適正化・適正配置等に係る検討経緯

参考

背景

- 集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、社会性を高めるという学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましい。
- そのため文部科学省では公立小・中学校の適正規模や適正配置について、標準等を設定。(学校教育法施行規則・義務教育施設費負担法施行令。学校規模:12~18学級、通学距離:小学校4km、中学校6km)
- この10年で既に小・中学校の1割にあたる3000校超が統合されているが、標準規模に満たない学校が約半数存在。
- 今後、少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育的デメリットの顕在化が懸念されている。一方、統合が困難な地理的特性や地域コミュニティの核としての学校の重要性への配慮が必要。

各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要。

検討経緯

平成26年6月~7月

- 政府方針に学校規模適正化に向けた指針の作成が盛り込まれる→
(骨太の方針2014等)

同年9月~

- 幅広い関係者の意見の聴取や全国の実態調査を実施。
 - ・学校規模適正化等に関する実態調査(H26.9実施、全都道府県・市町村)
 - ・「学校規模適正化等に関する調査研究協力者会議」(計6回)
 - ・少子化から生じる課題に対応している教育委員会や、子どもの体力向上に知見のある研究者等からヒアリング(計8回)

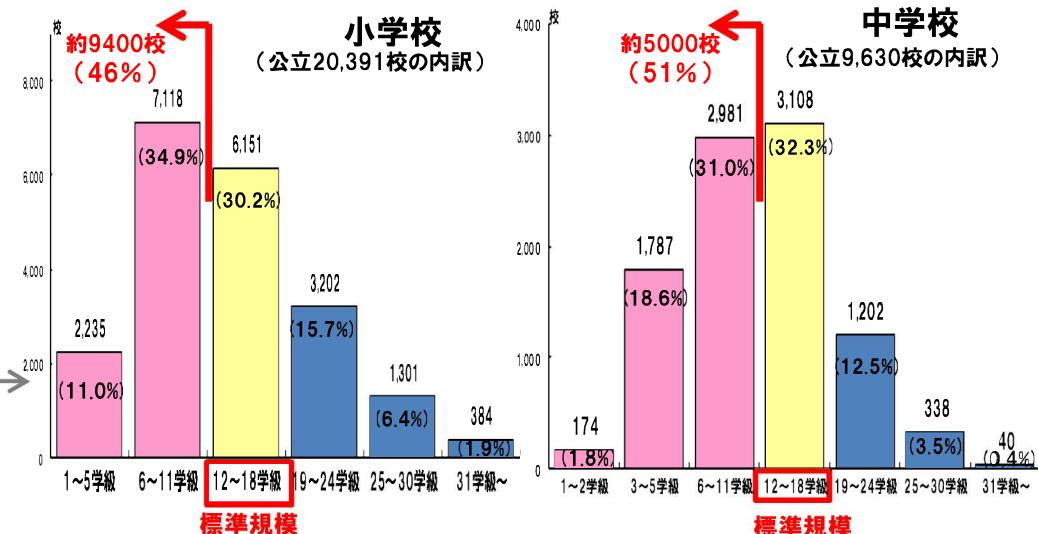
同年12月

- まち・ひと・しごと創生総合戦略において、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりをきめ細やかに支援する旨盛り込まれる。→

平成27年1月

- 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」案作成

◆公立学校の学校規模(H25)



◆経済財政運営と改革の基本方針2014(H26.6.24閣議決定)

(略)学校規模の適正化に向けて、距離等に基づく学校統廃合の指針について、地域の実情も踏まえつつ見直しを進める。(略)

◆教育再生実行会議 第五次提言(H26.7.4.閣議報告)

学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。

◆まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12.27閣議決定)

集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるという学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましいが、今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。そのため、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合や、小規模校の存続を選択する場合、更には休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応し、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。